

令和8年度

岐阜市地場産品創出等支援事業 募集要項



GIFU CITY

応募受付期間

令和8年4月1日(水)～5月29日(金)

下記申込先へ、

直接持参、メールまたは郵送(最終日必着)によりご提出ください。

※提出前に事務局と事前相談を行いますので、ご連絡ください。

申込先・問い合わせ先(事務局)

経済部 経済政策課 政策係

〒500-8701 岐阜市司町 40-1(市庁舎 13 階)

電話:058-265-3896

FAX:058-265-2218

メール:keizai-sei@city.gifu.gifu.jp

※窓口での受付は、平日 8:45～17:30 にてお願いします。

注 意 事 項

- 申請は、1事業者につき、1年度内1件までです。
- 令和8年度の採択件数は、最大で3件(予算の範囲内かつ補助対象経費が100万円～400万円以内)を予定しています。
※採択予定件数は、募集開始時点での想定となっておりますので、変更する場合があります。
- 新たに地場産品を創出する場合や返礼品登録されていないものを地場産品として生産強化する場合、その地場産品は市のふるさと納税の返礼品に登録する必要があります。
- 補助金額はクラウドファンディング(CF)の結果により変動するため、定額の補助金が保証されるものではありません。
- 申請した事業が採択され、CFを実施した場合、目標どおりに寄附が集まらなくても、事業規模を縮小するなどして、必ず事業を実施していただきます。
事業者が自己資金や事業収入等を見込んだ収支計画を立てたうえで、不足分を補うための資金としてご活用ください。

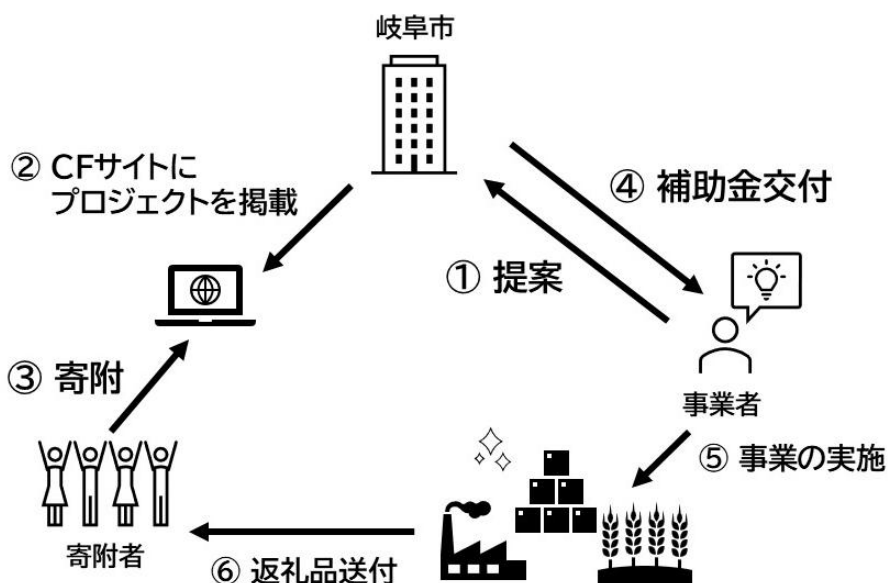
目 次

1.	はじめに	p.1
2.	募集内容	p.1
3.	応募の資格等	p.2
4.	補助金の交付対象となる事業	p.2
5.	補助金額・対象となる経費	p.3
6.	事業の主な流れ	p.5
7.	申請における提出書類	p.6
8.	申請を受けた事業の審査	p.7
9.	返礼品	p.8
10.	その他	p.9
11.	提出期限・申し込み方法	p.10

1. はじめに

岐阜市では、新たな地場産品の創出または既存の地場産品の生産を強化しようとする事業など地域活性化に資する事業に対して、岐阜市地場産品創出等支援事業補助金交付要綱に基づき、事業者への支援を実施します。

「岐阜市地場産品創出等支援事業」では、寄附者が事業を指定して寄附できるふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディング(CF)により、全国の方々から寄附を募り、集まった寄附金を岐阜市から事業者へ補助金として交付し、事業を実施していただきます。



※「地場産品」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第2項及び第314条の7第2項の特例控除対象寄附金の対象となる返礼品(地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する返礼品等のうち、都道府県等の指定に係る基準等を定める件(平成31年総務省告示第179号)第5条第1号から第9号までのいずれかの基準に該当するものをいう。)を指します。

※CFを実施する上で、「⑥返礼品送付」の有無は事業者の判断とします。

返礼品を送付する場合、事業者にて既に登録している返礼品もしくは本事業を通して新しく登録した返礼品を寄附者へ送付していただきます。

2. 募集内容

補助対象経費が100万円から400万円以内で、地域活性化、経済振興、市民生活の質の向上を目的とした新たな地場産品の創出または既存の地場産品の生産を強化しようとする事業等を募集します。

3. 応募の資格等

- (1) 事業の実施主体である者
- (2) 市内に事業所、工場等を設置し、継続した事業活動を行うことができる者
- (3) 過去 5 年間、岐阜市補助金等交付規則第 19 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の取消しを受けていない者
- (4) 公租公課の滞納がない者
- (5) 岐阜市暴力団排除条例(平成 24 年岐阜市条例第 13 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- (7) 法令等に違反する活動又は公序良俗に反する活動を行っていない者
- (8) 宗教的又は政治的な活動を目的として事業を行っていない者

4. 補助金の交付対象となる事業

- (1) 地場産品を新たに開発する事業
- (2) 既存の地場産品の生産及び製造を拡大する事業

※ただし、下記のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

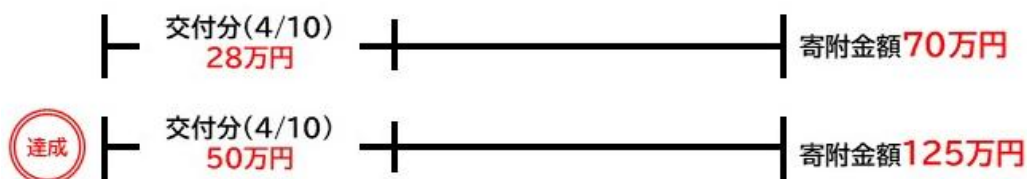
- (1) 国、地方公共団体その他公的機関による補助を受けている事業
- (2) 本市から委託を受けている事業

5. 補助金額・対象となる経費

補助金額は、寄附金額の4/10に相当する額 または 補助対象経費の額のいずれか低い額

(例)

目標金額: **125万円**(補助対象経費: **100万円**)のCFを実施



※目標金額は、予算の範囲内で決定します。

対象となる経費は、下記一覧のとおりです。

補助対象経費
(1) 土地取得費(測量費及び造成費を含む。)
(2) 工場、作業場等の建物の取得に係る建設費
(3) 土地、建物等の賃借料(補助事業の完了までの期間のものに限る。)
(4) 建物に付帯する電気設備、空調設備、給排水設備等の整備又は取得(設置及び施工を含む。)に係る経費
(5) 建物の賃借に伴う増築費又は改築費
(6) 外構設備等構築物又は地場製品の生産、加工等に用いる機械装置等の取得(設置及び施工を含む。)に係る経費
(7) 建物の内装等の改修費
(8) 既存の設備等の撤去費(新たな設備等の導入を伴う場合に限る。)
(9) 備品購入費(新たな地場製品の創出等に要するものに限る。)
(10) 借上料(新たな地場製品の創出等に要するものに限る。)
(11) 委託費(新たな地場製品の創出等に要するものに限る。)
(12) 補助事業の内容について専門的な知見を有する第三者の評価、診断、指導等を受けるための経費(新たな地場製品の創出等に要するものに限る。)
(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

備考

- (1) 補助対象経費の額には、消費税及び地方消費税を含まない。
- (2) 補助対象経費には、公租公課、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費に相当する経費及び社会通念上不適切と認められる経費を含まない。

<土地取得費を補助対象経費とする要件>

- ・事業申請時点で具体的な候補地の選定が完了していること。
- ・新たな工場等の設置を伴う事業であること。
- ・既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。
- ・土地取得等の契約後3年以内に工場等の稼働を開始すること。
- ・新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。

<補助に関する留意事項>

・CFにより寄附を受けた額が目標額に達しない場合であっても、事業者が自らの責において事業を行うことを市と協議し、市の同意を得る必要があります。

・寄附金は、次に掲げるものの財源に充てます。

(1)補助金 →寄附金額の4/10に相当する額以内

(2)ポータルサイト手数料や返礼品代などの寄附金の募集に係る経費
→寄附金額の5/10に相当する額以内

(3)市が指定する経済振興に寄与する事業

→寄附金額から(1)と(2)に定める額を除いた額

※下記により生じた寄附金の残金は、上記(3)の財源に充てます。

- ・補助事業の中止を承認した場合
- ・補助金の交付の決定を取り消した場合
- ・補助金の額が確定したことに伴い、前金払をした補助金が返還された場合
- ・その他の理由により寄附金に残額が生じた場合

・補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

・補助金確定額を超える事業経費は、事業者負担となります。

・補助事業の完了予定日までに事業の完了が見込めない場合等において、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全額もしくは一部を返還していただきます。

ただし、相当な理由が認められる場合は、協議するものとします。

※なお、「補助事業の完了」とは、補助対象経費となる設備等の納品、検収、支払い等の事業上必要な手続き及び地場産品の製品化が完了することを指します。

・補助事業は、いかなる事情があっても、事業の開始から5年間は事業を継続する義務があります。また、補助金交付後5年間は、市の求めに応じ、事業報告書等必要書類を提出する義務があります。

・補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む)は、実績報告のほか、実施効果の報告が必要になります。

実施効果の報告は、補助事業完了年度及び翌年度の2回必要になります。

6. 事業の主な流れ

内容	時期
事業の申請書類提出	4/1(水)～5/29(金)
事業採択審査	6月中旬～
事業採択決定・不採択決定の通知	6月下旬～
CF 実施 (CF 実施期間は市との協議により決定)	事業採択決定以降で、 CF サイトが準備でき次第
補助金の交付申請	①CF 終了日から1か月以内 または ②翌年度4月末日
補助金の交付決定	交付申請後
事業開始	交付決定後

※申請書の提出を検討される方は、必ず事前相談にお越しください。

事前相談がない場合は、申請書類の提出受付ができない場合がありますので、
ご注意ください。

※事業採択決定以降の詳細なスケジュールは、事業者様のご提案ごとに異なるため、事前相談時にお伝えします。

7. 申請における提出書類

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 【様式 1】事業提案申請書	
<input type="checkbox"/> 【様式 2】事業提案書	
<input type="checkbox"/> 事業提案書に関する補足資料(任意様式)	無ければ提出不要
<input type="checkbox"/> 【様式 3】収支計画書(補助対象経費の概算見積書) ※補助対象経費の根拠資料	
<input type="checkbox"/> 誓約書(指定様式)	
<input type="checkbox"/> 法人・個人組織概要書(任意様式)	他の書類で代替可能であれば提出不要
<input type="checkbox"/> 事業実施体制の組織表(任意様式) ※各構成員の役割分担等が明記されているもの	他の書類で代替可能であれば提出不要
<input type="checkbox"/> 過去の事業実績(任意様式)	無ければ提出不要
<input type="checkbox"/> 過去 3 期分の決算書(任意様式)	
<input type="checkbox"/> 定款または規約	
<input type="checkbox"/> (法人の場合)登記事項証明書の写し	
<input type="checkbox"/> (法人の場合)直近の法人税の申告書	
<input type="checkbox"/> (個人の場合)住民票の写し	
<input type="checkbox"/> (個人の場合)確定申告書	
<input type="checkbox"/> 税に未納がないことを証明できる書類	
<input type="checkbox"/> 法人・個人の活動内容がわかるもの (パンフレットや会報等)	無ければ提出不要
<input type="checkbox"/> (返礼品未登録の品を返礼品として活用する場合) 返礼品登録書類(指定様式)	事前相談時にお渡しします。
<input type="checkbox"/> 同意書(指定様式) ※事業の審査時に金融機関等の専門家の意見が必要な場合において、意見を求める場合がありますので、その照会に同意をいただくものです。	

<留意事項>

①虚偽の記載をした場合

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

②申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

③申請書受付後の辞退

申請書受付後辞退する場合は、**CF 開始前までに**提案申請取下書(指定様式)を提出してください。

④追加書類の提出

必要に応じて、追加の資料の提出を求める場合があります。

⑤情報公開制度の対象

申請者が提出した書類等は、岐阜市情報公開条例(昭和 60 年 6 月 20 日岐阜市条例第 28 号)第 2 条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑥応募に係る経費

提出書類の作成や提出に要する費用は、**すべて応募者の負担**となります。

⑦その他

記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査します。提出前に誤りがないか必ずご確認いただく等、十分に注意してください。

8. 申請を受けた事業の審査

(1)審査方針

- ・岐阜市地場産品創出等支援事業として申請を受けた事業について、選定委員会にて審査を行います。審査にあたっては、評価基準に基づいて内容等を審査、選定し、採択する事業者を決定します。
- ・金融機関等の専門家の意見が審査に必要な場合は、意見を求め審査の参考にします。また、事前に事務局より質問があった際には、適切にご回答ください。
- ・新たに施設を整備する必要がある際に、その立地が全くの未確定等の理由により、事業実施の実現性の担保がとれないと判断した場合や審査結果が一定の基準に満たない場合などには、採択しないことがあります。
- ・審査内容に関する質問や異議は一切受け付けません。
- ・審査結果については、応募者全員に郵送にて通知します。

(2)審査方法

- ・下記評価基準に基づき、審査を実施し、基準点(採点者全員が合計点数(100点)の6割(60点)以上)を超えた応募者から採択する事業者を選定します。
- ・基準点を満たす事業者が当該年度の採択予定件数や予算額を超える場合は、

得点の高い事業者から優先的に採択します。

- ・申請件数が多い場合は、事務局にて書類選考による応募者の絞り込み(1次審査)を行い、選定委員会が書面審査(2次審査)を実施します。

(3)審査項目及び評価基準について

審査項目	評価基準	点数配分
提案者について	・実施体制、実績	10点
提案内容について	・独創性、新規性、市場性、成長の可能性 ・優位性、実現性 ・社会貢献 ・経済波及効果 ・法的な問題 ・ふるさと納税の返礼品としての可能性	50点
資金・収支計画について	・収益性 ・資金計画	30点
事業提案金額について	・費用積算	10点
	合計	100点

<留意事項>

- ・全応募事業の補助対象経費の合計が市の予算額を超過する場合は、選定にあたって、補助予定金額を調整する場合があります。

9. 返礼品

- ・返礼品とは、平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定する基準に該当するものを指します。
- ・新たに返礼品を登録・提供する場合は、「岐阜市ふるさと納税の返礼品事業者及び返礼品登録要領」に基づく登録、及び総務省による地場産品基準に適合することの確認が必要になります。
- ・補助事業により新たに開発または生産強化された商品を岐阜市のふるさと納税の返礼品として登録・提供する場合、当該返礼品の製造・納期・品質等については、事業者が責任をもって対応するものとします。また、資金調達のために供給量を超える受注するなど、寄附者との信頼を損なう行為が認められた場合は、採択を取消し、CFを中止します。
- ・返礼品を送付しない CF を行う場合でも、CF 実施後に本事業により生産された地場産品を今後返礼品として登録するための手続きを行っていただきます。
- ・返礼品に対する寄附金額の設定は総務省が定める基準に基づき、市が行いま

す。また、総務省の基準の改正や、返礼品代及び送料等の経費に変更が生じた場合は、寄附金額の設定を市が変更する場合があります。

10. その他

(1) 本制度

・国の制度変更など、市の責めに帰せない理由により、本制度を中止することがあります。この場合、事業者に損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

(2) 事業の変更・中止

・補助事業について、補助金交付決定後、原則、事業内容や収支計画を変更し、または中止することができませんが、やむを得ず、計画等を変更し、または中止しようとする場合は、事前に市と協議を行う必要がありますので、ご注意ください。

(3) 財産処分の制限

・取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年後以後 5 年間(土地取得の場合にあつては、10 年間)経過後、処分することができます。

(4) 事業中の損害

・補助事業の遂行中に事業者が市または第三者に損害を与えた場合は、ただちに市にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は事業者が負います。

・補助事業の遂行中に、事業者に事故があった場合は、ただちに市に報告してください。

11. 提出期限・申し込み方法

<提出期限>

令和8年4月1日(水)～5月29日(金)

<申し込み方法>

下記申込先(事務局)へ、直接持参、メールまたは郵送(最終日必着)

経済部 経済政策課 政策係

〒500-8701 岐阜市司町 40-1(市庁舎 13 階)

電話:058-265-3896

FAX:058-265-2218

メール:keizai-sei@city.gifu.gifu.jp

※窓口での受付は、平日 8:45～17:30 にてお願いします。

※提出前に事務局と事前相談を行いますので、ご連絡ください。